

2025.8.6

適用税制と資本金で異なる 税額控除の取り扱い

Q

セミナーでのご質問

私は資本金3,000万円の会社の経営者です。

当社の経理担当から、「金融機関との関係上、当期の利益が少なすぎるのは望ましくない」と言われました。そこで、今年度購入予定の機械については、「即時償却」ではなく、「税額控除制度」を使いたいと考えています。顧問税理士に相談したところ、「税額控除の割合は、会社の資本金や利用する税制の種類によって異なる」とのことでした。当期は、購入する機械について「経営力向上計画」の認定を受けていません。この場合、どのような優遇税制が受けられるのでしょうか？

A

キド先生からの回答

ご質問のとおり、「税額控除制度」には複数の種類があり、資本金や税制の種類によって控除の割合が異なります。以下の表にまとめました。

資本金区分	中小企業経営強化税制	中小企業投資促進税制
3,000万円以下	控除率 10%	控除率 7%
3,000万円超 1億円以下	控除率 7%	対象外
1億円超	対象外	対象外

御社の場合は「経営力向上計画」の認定を受けていないため、中小企業経営強化税制は使えません。そのため、中小企業投資促進税制の適用となります。また、資本金が3,000万円ですので、この制度により、購入する機械の取得価額の7%が法人税から控除できます。

キド先生からのコメント

控除できる税額は、「その期の法人税額の20%」が上限です。この上限を超えた控除額は、「翌年に1年間だけ繰り越して使う」ことが可能です。なお、この優遇税制を受けるには、他にもいくつかの要件や手続きがあります。必ず顧問税理士の先生と相談しながら進めてください。

